

# 語群選択問題用条文 基礎編

## 道路運送法・道路運送法施行規則

(目的) 《語群出題：H20-11,H15-7》

第一条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まつて、**道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。**

(種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 **一般**旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
  - イ 一般**乗合**旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
  - ロ 一般**貸切**旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- ハ 一般**乗用**旅客自動車運送事業（**一個の契約により**ロの国土交通省令で定める**乗車定員未満**の自動車を貸し切つて**旅客**を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 **特定**旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

(許可基準)

第六条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、**次の基準に適合するかどうかを審査**して、これをしなければならない。

- 一 当該事業の計画が**輸送の安全を確保するため適切な**ものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、**当該事業の遂行上適切な計画を有する**ものであること。
- 三 当該事業を**自ら適確に遂行するに足る能力を有する**ものであること。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

- 第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の**運賃及び料金**（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、**国土交通大臣の認可**を受けなければならない。これを**変更しようとするときも同様とする。**
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。
- 一 能率的な経営の下における**適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないもの**であること。
  - 二 特定の旅客に対し**不当な差別的取扱い**をするものでないこと。
  - 三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に**不当な競争**を引き起こすこととなるおそれがないものであること。
  - 四 運賃及び料金が**対距離制**による場合であつて、国土交通大臣が**その算定の基礎となる距離を定めたときは**、これによるものであること。
- 3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、**第一項の国土交通省令で定める料金**を定めようとするときは、**あらかじめ**、その旨を国土交通大臣に**届け出**なければならない。これを**変更しようとするときも同様とする。**
- 4 第九条第六項の規定は、前項の料金について準用する。この場合において、同条第六項中「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

(運送約款)

- 第十一条 一般旅客自動車運送事業者は、**運送約款を定め、国土交通大臣の認可**を受けなければならない。これを**変更しようとするときも同様とする。**
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。
- 一 **公衆の正当な利益を害するおそれがないもの**であること。
  - 二 少なくとも**運賃及び料金の収受並びに一般旅客自動車運送事業者の責任に関する事項**が明確に定められているものであること。
- 3 国土交通大臣が一般旅客自動車運送事業の種別に応じて**標準運送約款を定めて公示した場合**（これを**変更して公示した場合を含む。**）において、当該事業を経営する者が、**標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは**、その運送約款については、第一項の規定による**認可を受けたものとみなす。**

(運送約款の記載事項) 《語群出題：H22-3》

道運法施行規則 第十二条 法第十一条第一項の規定による一般旅客自動車運送事業の**運送約款に定める事項**は、次のとおりとする。

- 一 事業の**種別**
- 二 **運賃及び料金の收受又は払戻し**に関する事項
- 三 **運送の引受け**に関する事項
- 四 **運送責任の始期及び終期**
- 五 **免責**に関する事項
- 六 **損害賠償**に関する事項
- 七 **その他運送約款**の内容として必要な事項

(運送引受義務) 《語群出題：R03-7,R02-6,H30-7,H20-7,H15-3》

第十三条 一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。）は、次の場合を除いては、運送の**引受け**を拒絶してはならない。

- 一 当該**運送の申込み**が第十一条第一項の規定により**認可を受けた運送約款**（標準運送約款と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款）**によらないものであるとき**。
- 二 当該運送に適する**設備がない**とき。
- 三 当該運送に関し申込者から**特別の負担**を求められたとき。
- 四 当該運送が**法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき**。
- 五 **天災その他やむを得ない事由**による**運送上の支障**があるとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、**国土交通省令で定める正当な事由**があるとき。

(事業計画)

道運法施行規則 第四条 省略

2～7 省略

8 法第五条第一項第三号の**事業計画のうち一般乗用旅客自動車運送事業に係るもの**には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 **営業区域**
- 二 **主たる事務所及び営業所の名称及び位置**
- 三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数及び地方運輸局長が指定する地域にあつては国土交通大臣が定める区分ごとの数
- 四 **自動車車庫の位置及び収容能力**

(事業計画等に定める業務の確保) 《語群出題：H19-11》

第十六条 一般旅客自動車運送事業者は、**天災その他やむを得ない事由**がある場合のほか、**事業計画**(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、**事業計画**及び運行計画。次項において同じ。)に**定めるところに従い、その業務を行わなければならない**。

2 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が前項の規定に**違反**していると認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、**事業計画に従い業務を行うべきことを命ずる**ことができる。

(事故の報告) 《語群出題：H22-7,H14-4》

第二十九条 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が**転覆し、火災**を起こし、その他**国土交通省令で定める重大な事故**を引き起こしたときは、**遅滞なく事故の種類、原因**その他**国土交通省令で定める事項**を国土交通大臣に届け出なければならない。

(公衆の利便を阻害する行為の禁止等) 《語群出題：R01-11,H29-3,H24-3,H18-11》

第三十条 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、**不当な運送条件**によることを求め、その他**公衆の利便を阻害する行為**をしてはならない。

- 2 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の**健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争**をしてはならない。
- 3 一般旅客自動車運送事業者は、**特定の旅客**に対し、**不当な差別的取扱い**をしてはならない。
- 4 国土交通大臣は、前三項に規定する行為があるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、当該**行為の停止**又は**変更**を命ずることができる。

(事業改善の命令) 《語群出題：R02-3,H30-3,H27-7,H21-7,H16-11》

第三十一条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について**旅客の利便**その他**公共の福祉**を阻害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 **事業計画**(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画又は運行計画)を**変更**すること。
- 二 **運賃等の上限**を**変更**すること。
- 三 第九条の三第一項の**運賃**又は**料金**を**変更**すること。
- 四 **運送約款**を**変更**すること。
- 五 **自動車**その他の**輸送施設**を**改善**すること。
- 六 **旅客の円滑な輸送**を確保するための**措置**を講ずること。
- 七 **旅客の運送**に関し支払うことあるべき**損害賠償**のため**保険契約**を締結すること。

(名義の利用、事業の貸渡し等) 《語群出題：R02-7,H28-7,H23-11,H21-11》

第三十三条 一般旅客自動車運送事業者は、その**名義を他人**に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため**利用させてはならない**。

2 一般旅客自動車運送事業者は、**事業の貸渡し**その他いかなる**方法**をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を**他人**にその名において**経営させてはならない**。

(許可の取消し等) 《語群出題：R03-3,H31-3,H24-7,H18-7》

第四十条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、**六月以内**において期間を定めて**自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止**若しくは**事業の停止**を命じ、又は**許可を取り消す**ことができる。

- 一 この**法律**若しくはこの**法律に基づく命令**若しくは**これらに基づく処分**又は**許可若しくは認可に付した条件に違反した**とき。
- 二 正当な理由がないのに**許可又は認可を受けた事項を実施しない**とき。
- 三 第七条第一号、第七号又は第八号《欠格事由》に該当することとなつたとき。

《語群出題：H30-11,H20-3》

第四十一条 国土交通大臣は、前条の規定により**事業用自動車の使用の停止**又は**事業の停止**を命じたときは、当該事業用自動車の**道路運送車両法**による**自動車検査証を国土交通大臣に返納**し、又は当該事業用自動車の同法による**自動車登録番号標及びその封印を取り外した上**、その**自動車登録番号標について国土交通大臣の頒置**を受けるべきことを命ずることができる。

2～4 省略

(免許等の条件又は期限) 《語群出題：H28-11,H24-11,H22-11》

第八十六条 免許、許可、登録又は**認可には条件又は期限を付し、及びこれを変更**することができる。

2 前項の条件又は**期限は、公衆の利益を増進**し、又は免許、許可、登録若しくは認可に係る事項の**確実な実施を図るため必要な最少限度のもの**に限り、かつ、当該道路運送事業者（道路運送事業を営業者をいう。以下同じ。）又は自家用有償旅客運送者に**不当な義務を課することとならないもの**でなければならない。

# 旅客自動車運送事業運輸規則

(苦情処理) 《語群出題：H17-3》

第三条 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、**遅滞なく、弁明**しなければならない。ただし、**氏名及び住所を明らかにしない者**に対しては、この限りでない。

2 旅客自動車運送事業者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を**営業所ごとに記録**し、かつ、その記録を整理して**一年間保存**しなければならない。

- 一 苦情の内容
- 二 原因究明の結果
- 三 苦情に対する**弁明の内容**
- 四 **改善措置**
- 五 苦情処理を担当した者

(運賃及び料金等の実施等) 《語群出題：H25-5》

第四条 一般旅客自動車運送事業者は、**運賃及び料金並びに運送約款を公示**した後でなければ、これを実施してはならない。

- 2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように**掲示**して行うものとする。
- 3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長が定めるところにより、**事業用自動車(運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。)**に**運賃及び料金に関する事項を公衆及び事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示**しなければならない。
- 4 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金が**対時間制による場合を除き**、地方運輸局長が定めるところにより、**運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示**しなければならない。

(事故の場合の処置) 《語群出題：R02-11b,H28-3,H23-7,H21-3》

第十八条 旅客自動車運送事業者は、**事業用自動車の運行を中断したときは**、当該自動車に乗りしている旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して**適切な処置**をしなければならない。

- 一 旅客の**運送を継続**すること。
- 二 旅客を**出発地まで送還**すること。
- 三 前各号に掲げるもののほか、**旅客を保護**すること。

2 省略

(事故による死傷者に関する処置) 《語群出題: H29-11, H26-11, H19-3, H14-7》

第十九条 旅客自動車運送事業者は、**天災その他の事故**により、**旅客が死亡**し、又は**負傷**したときは、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 **死傷者のあるときは**、すみやかに**応急手当**その他の必要な**措置**を講ずること。
- 二 **死者又は重傷者のあるときは**、**すみやかに**、その旨を**家族に通知**すること。
- 三 **遺留品を保管**すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、**死傷者を保護**すること。

(損害を賠償するための措置) 《語群出題: H23-3》

第十九条の二 旅客自動車運送事業者は、**事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置**であつて、国土交通大臣が**告示で定める基準に適合するもの**を講じておかなければならない。

(乗務記録)

第二十五条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

《本項は一般乗合旅客自動車運送事業者の条文であるが、第3項で一般乗用旅客自動車事業者にも一部準用されている。》

- 一 運転者名
  - 二 乗務した事業用自動車の自動車登録番号等当該自動車を識別できる記号、番号その他の表示
  - 三 **乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離**
  - 四 運転を交替した場合は、その地点及び日時
  - 五 **休憩又は仮眠をした場合は、その地点及び日時**
  - 六 第二十一条第三項の睡眠に必要な施設で睡眠をした場合は、当該施設の名称及び位置
  - 七 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第六十七条第二項に規定する**交通事故**若しくは自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百号)第二条に規定する**事故**(第二十六条の二及び第三十七条第一項において「事故」という。)又は**著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因**
  - 八・九 省略
- 2 省略
- 3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、第一項第一号から第七号までに掲げる事項のほか、**旅客が乗車した区間並びに乗務した事業用自動車の走行距離計に表示されている乗務の開始時及び終了時における走行距離の積算キロ数**を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を**事業用自動車ごとに整理して一年間保存**しなければならない。

## 4 省略

### (事故の記録)

第二十六条の二 旅客自動車運送事業者は、**事業用自動車に係る事故**が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を**当該事業用自動車の運行を管理する営業所**において**三年間保存**しなければならない。

- 一 乗務員の氏名
- 二 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- 三 事故の発生日時
- 四 事故の発生場所
- 五 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- 六 事故の概要（損害の程度を含む。）
- 七 **事故の原因**
- 八 **再発防止対策**

### (地図の備付け) 《語群出題：H18-3》

第二十九条 一般乗用旅客自動車運送事業者は、**事業用自動車**に少なくとも**営業区域内**の次の事項が明示された地図であつて**地方運輸局長の指定する規格に適合するもの**を備えておかなければならない。《カーナビが装着されていても地図は必要》

- 一 **道路**
- 二 **地名**
- 三 著名な**建造物、公園、名所**及び**旧跡**並びに**鉄道の駅**
- 四 その他**地方運輸局長**が指定する事項

### (応急用器具等の備付) 《語群出題：H26-5,H16-7》

第四十三条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に**応急修理のために必要な器具及び部品**を備えなければ、**当該自動車を旅客の運送の用に供してはならない**。ただし、**運送の途中**において当該自動車に故障が発生した場合に、**これらの器具及び部品を容易に供給することができる**とき、又は**旅客の運送を容易に継続することができる**ときは、この限りでない。

2 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が**踏切警手の配置されていない踏切**を通過することとなる場合は、当該自動車に**赤色旗、赤色合図灯**等の**非常信号用具**を備えなければ、旅客の運送の用に供してはならない。



(点検整備等) 《語群出題：R01-7,H29-7,H27-11,H25-11,H19-7,H15-11》

第四十五条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離等の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検し、必要な整備をすること。
- 二 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第四十九条《点検整備記録簿》の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

(運転者) 《語群出題：R02-11a,H27-3,H17-7》

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第二十四条第一項第一号《道路運送車両法47条の2第1項・2項の日常点検整備》の点検をし、又はその確認をすること。

二～三の三 省略

- 四 旅客の現在する事業用自動車の運行中当該自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、運行を中止すること。

- 五 坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。

- 六 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。

- 七 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となつたときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。

八 省略

- 九 第二十五条《乗務記録》第一項、第二項又は第三項の記録（同条第四項の規定により、同条第一項、第二項又は第三項の規定により記録すべき事項を運行記録計による記録に付記する場合は、その付記による記録）を行うこと。

- 十 運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

2～5 省略

- 6 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければならない。

- 7 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、前項の場合以外の場合には、回送板を掲出してはならない。

- 8 第二十二条第一項の一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者であつて、指定地域内にある営業所に属する者は、同項の乗務距離の最高限度を超えて乗務してはならない。

9～11 省略

# タクシー業務適正化特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、**タクシーの運転者の登録を実施し、指定地域において輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行うとともに、特定指定地域においてタクシー業務適正化事業の実施を促進すること等の措置を定めることにより、タクシー事業の業務の適正化を図り、もつて輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とする。**

《地域指定なし = タクシー運転者の登録を実施》

《指定地域 = 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行う》

《特定指定地域 = タクシー業務適正化事業の実施を促進する》

(指定地域の指定)

第二条の二 国土交通大臣は、**タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第二十七条第一項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第十三条の規定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、指定地域として指定することができる。**

《適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務 → 「輸送の安全」を確保することが困難となるおそれ》

《運送の引受けの拒絶 → 「利用者の利便」を確保することが困難となるおそれ》

《上記二つの行為の状況に照らし → タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域》

《= 「指定地域」として指定できる》

2 国土交通大臣は、指定地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第一項の規定による**指定**及び前項の規定による**指定の解除**は、**告示によつて**行ふ。

《告示=タクシー業務適正化特別措置法施行規程2条》

4 ~ 6 省略

(特定指定地域の指定)

第二条の三 国土交通大臣は、**指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、特定指定地域として指定することができる。**

《×特に輸送の安全を確保する観点から》

2 省略

(適正化事業実施機関の指定)

第三十四条 特定指定地域内におけるタクシー事業に係る**次の業務を行う者**で特定指定地域ごとに国土交通大臣の指定するもの(以下「**適正化事業実施機関**」という。)は、**当該業務の実施に必要な経費に充てるため、当該特定指定地域内に営業所を有するタクシー事業者から負担金を徴収することができる。**

- 一 **タクシーの運転者の道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他同法又はこの法律に違反する行為の防止及び是正を図るための指導**
- 二 **タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修**
- 三 **タクシー事業の利用者からの苦情の処理**
- 四 **タクシー乗場その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及び運営**

2 省略

(タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定)

第四十三条 国土交通大臣は、**特定指定地域内の駅前、繁華街等におけるタクシーによる運送の引受けの適正化を図るため特に必要があると認めるときは、タクシー乗場を指定し、かつ、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び時間を指定**することができる。

2 タクシー事業者は、前項の**指定をされた地区及び時間**においては、同項の**指定をされたタクシー乗場以外の場所でタクシーに旅客を乗車させてはならない。**

3・4 省略

(タクシー等に関する届出)

第四十四条 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者は、**指定地域内の営業所にその事業の用に供する自動車を配置しようとするときは、あらかじめ、当該自動車について道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。**届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(個人タクシー事業者乗務証)

第四十六条 **タクシー事業者(法人である者を除く。)**は、**タクシーに自ら乗務するとき**は、その者に係る**個人タクシー事業者乗務証**(以下「事業者乗務証」という。)を、国土交通省令で定めるところにより、**当該タクシーに表示**しなければならない。ただし、その運行が**旅客の運送を目的としない場合は**、この限りでない。《×「運転者証」》《×「個人タクシー運転者証」》

2 国土交通大臣は、前項のタクシー事業者の申請により、その者に係る**事業者乗務証を交付**する。

3 第三十三条《手数料》の規定は、前項の場合について準用する。

# 道路運送車両法

(この法律の目的) 《語群出題：H16-3》

第一条 この法律は、道路運送車両に関し、**所有権についての公証等**を行い、並びに**安全性の確保**及び**公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り**、併せて**自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進すること**を目的とする。

(自動車登録番号標の封印等)

第十一条 **自動車の所有者**は、前条の規定により**自動車登録番号の通知を受けたときは**、当該番号に記載した**自動車登録番号標**《ナンバープレート》を国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から**交付を受け**、国土交通省令で定めるところによりこれを**当該自動車に取り付けた上**、国土交通大臣（政令で定める離島にあつては、国土交通大臣又は政令で定める市町村の長。以下この条（次項第三号及び第三項を除く。）において同じ。）又は第二十八条の三第一項の規定による委託を受けた者（以下この条において「封印取付受託者」という。）の行う**封印の取付け**を受けなければならない。

2～4 省略

(移転登録)

第十三条 新規登録を受けた自動車（以下「登録自動車」という。）について**所有者の変更があつたときは**、**新所有者**は、その事由があつた日から**十五日以内**に、国土交通大臣の行う**移転登録**の申請をしなければならない。

2～4 省略

(日常点検整備) 《語群出題：H14-11》

第四十七条の二 **自動車の使用者**は、**自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期**に、国土交通省令で定める**技術上の基準**により、**灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項**について、**目視等により自動車を点検**しなければならない。

2 次条第一項第一号及び第二号に掲げる**自動車**《自動車運送事業の用に供する自動車》の**使用者**又は**これらの自動車を運行する者**は、前項の規定にかかわらず、**一日一回、その運行の開始前**において、同項の規定による**点検**をしなければならない。

3 **自動車の使用者**は、前二項の規定による**点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは**、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について**必要な整備**をしなければならない。

(定期点検整備)

第四十八条 **自動車** (小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。) の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- 一 **自動車運送事業の用に供する自動車**及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月
- 二・三 省略
- 2 省略

(点検整備記録簿)

第四十九条 **自動車の使用者**は、**点検整備記録簿を当該自動車に備え置き**、当該自動車について前条の規定により**点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載**しなければならない。

- 一 点検の年月日
- 二 点検の結果
- 三 整備の概要
- 四 整備を完了した年月日
- 五 その他国土交通省令《**自動車点検基準4条1項**》で定める事項

2 **自動車** (第五十八条第一項の検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。) の使用者は、**当該自動車について分解整備** (原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。) をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第三号から第五号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第二項において準用する第四十七条の二第三項の規定による必要な整備として当該分解整備をしたとき及び第七十八条第四項の自動車分解整備事業者が当該分解整備を実施したときは、この限りでない。

3 **点検整備記録簿の保存期間**は、国土交通省令《**自動車点検基準4条2項**》で定める。《記載の日から1年間》

(自動車検査証の備付け等)

第六十六条 **自動車**は、**自動車検査証を備え付け**、かつ、国土交通省令で定めるところにより**検査標章を表示**しなければ、**運行の用に供してはならない**。

2 ~ 5 省略

(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)

第六十七条 **自動車の使用者**は、**自動車検査証の記載事項について変更があつたときは**、その事由があつた日から**十五日以内**に、当該事項の変更について、**国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない**。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに記入を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

2 ~ 4 省略